

# 多子世帯保育料軽減事業を実施します。

狭山市では、多子世帯における保護者の経済的な負担の軽減を図ることを目的に、3人以上の子どもを養育している家庭の第3子以降で2歳以下（3号認定）のお子さんの保育料（利用者負担額）を、県が2分の1、市が2分の1を助成することにより、無償となります。（単年度事業）

## ○事業の内容

同一世帯に3人以上の兄弟姉妹がいる場合で、保育施設を利用する第3子以降のお子さんが0, 1, 2歳児の場合、そのお子さんの保育料が全額助成されます。

同一世帯とは…原則的に同居していて生計を一にしている世帯です。また、兄弟姉妹が別居していても、仕送り等で生計を一にしていると認められる場合は同一世帯としてみなすことができる場合があります。（その際は、証明できる書類の提出をお願いします）

保育施設とは…保育所（園）、小規模保育施設等の地域型保育事業所、認定こども園（保育部分）です。

0, 1, 2歳児とは…4月1日時点で2歳以下のお子さんです。ただし、年度の途中で3歳に達し2号認定になるお子さんも、既に3号認定を受けて、保育施設に入所している場合や、待機していた場合はその年度の間は対象となります。（2歳児であっても、支給認定時3歳に達しており2号認定となっている場合は対象になりません）

## ○事業の対象期間

令和3年4月から令和4年3月まで

※過去の年度分については適用されません。

## ○申請方法

令和3年度多子世帯保育料軽減事業申請書に必要事項を記入・押印の上、令和4年1月31日（月）までに保育幼稚園課へ提出してください。

なお、別居しているが同一生計となる兄弟姉妹が居る場合には、仕送りを受けた口座の写し等、証明できる書類を添付してください。

問合せ先：狭山市役所福祉こども部保育幼稚園課

Tel 04-2953-1111 内線 1532・1533



狭山市セタの妖精  
セリイ